

## 非農地証明・添付書類一覧表

### ☆ 非農地証明の対象とする範囲

1. 農地法が適用された日（昭和 47 年 5 月 15 日）の前から非農地であった土地。
2. 自然災害による災害地等で農地への復旧が著しく困難であると認められる土地。
3. 原則として 20 年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地。

※ 耕作放棄地等であって、現況がギンネム林又はススキ原野等である場合は、原則として非農地の取扱いをしないものとする。

※ 農地一筆調査時における調査結果をも参考にする。

※ 現場はさわらないで、そのままの状態申請する。

### ☆ 証明願、添付書類と提出部数

1. 非農地証明願（様式第 15 号の 2）**筆ごとに作成** . . . . . 原本 2 部
2. 添付書類
  - ア. 土地の登記簿謄本（法務局・全部事項証明書に限る。） . . . 原本 1 部
  - イ. 公図の写し（法務局） . . . . . 原本 1 部
  - ウ. 付近見取図（住宅地図で場所を表示） . . . . . 1 部
  - エ. 代理申請の場合は、土地所有者からの委任状 . . . . . 原本 1 部
  - オ. 農地でなくなった事由を証明する資料または現況写真等 . . . 1 部  
（ 現況写真は 3 方向から写し、図示をして、あわせて原本で提出 ）
  - カ. 代理人等の身分証明書（写し） . . . . . 1 部
  - キ. 現地確認は農業委員が確認できる杭等の目印を立てること

※ 農業委員会総会に諮るため、毎月 5 日～10 日迄に証明願を提出。

令和 3 年 4 月 1 日現在

#### （記載要領）

1. 願出人は、土地の所有者でお願いします。
2. 現況地目の欄は、空欄で提出すること。
3. 2 当該地が非農地となった時期及び事由等は忘れずに書いて下さい。

※ 書類は、クリップ止めとし、A 4 より大きい場合は折り込みで A 4 より小さい場合は A 4 用紙に貼付し提出して下さい。

問い合わせ先及び提出先

読谷村農業委員会 事務局      電 話   982-9222      F A X   982-9002